

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年4月27日 06時05分頃
発生場所	静岡県静岡市用宗漁港 ^{もちむね} 東南東方沖 用宗港沖西防波堤東灯台から真方位110° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 54.2′ 東経138° 25.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ふしみ} 伏見丸は、北東進中、また、プレジャーボート ^{あい} 愛鷹丸 ^{たか} は、船首を北北東方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年5月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 伏見丸、3.6トン 295-38936 静岡、個人所有 B プレジャーボート 愛鷹丸、5トン未満（長さ8.54m） 242-18244 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口 B 左舷船首部外板に欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人等3人を乗せ、釣りの目的で、用宗漁港東南東方沖に向け、同漁港を出航した。 船長Aは、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、約9ノットの対地速力で北東進中、船首方にB船を認めたが、B船まではまだ距離があると思い、魚群探知機の画面を見ながら魚影の反応があった場所をGPSプロッターに入力しながら操船を続けた。 船長Aは、船首方に視線を戻したところ、船首方至近となったB船を認め、慌てて主機を中立として左舵を取ったが間に合わず、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、船長Bから本事故の通報を受けた海上保安庁の指示で、A船を用宗漁港に帰航させた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族1人を乗せ、静岡市清水港沖で釣りを行った後、用宗漁港東南東方沖の釣り場に移動し、船首を北北東方に向けて漂流を開始した。 船長Bは、親族と共に右舷船首甲板上で竿^{きお}を出し、右舷方を向いて釣りを行っていたところ、突然B船の左舷側に大きな衝撃を受けたの

	で、船長Bが振り向いて左舷船首方を確認し、B船とA船とが衝突したことを認めた。 船長Bは、親族の怪我^{けが}の有無及びB船の損傷状況を確認した後、118番通報し、海上保安庁の指示でB船を用宗漁港に移動させた。 船長Bは、事故発生場所付近で漂泊しながら釣りをしたことが年間5回以上あり、これまでB船の約500m以内には他船が接近してきたことがなかった。また、漂泊を開始する際、周囲に他船を認めなかったもので、釣りに意識を向けて周囲の見張りを行っていなかった。
分析	A船は、北東進中、船長Aが、船首方で漂泊中のB船を視認したものの、魚群探知機の画面を見て、船首方の見張りを行っていなかったことから、B船への接近に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、B船を視認した際、B船まではまだ距離があると思ったことから、魚群探知機の画面を見ながら魚影の反応があった場所をGPSプロッターに入力することに意識を向けていたものと考えられる。 B船は、船首を北北東方に向けて漂泊中、船長Bが、周囲の見張りを行っていなかったことから、自船に向けて接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、これまでに他船が漂泊中のB船に接近してきたことがなく、漂泊する前に他船を認めず、釣りに意識を向けていたことから、周囲の見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北東進中、B船が船首を北北東方に向けて漂泊中、船長Aが、魚群探知機で魚影の反応があった場所をGPSプロッターに入力することに意識を向けて、船首方の見張りを行っていなかったため、B船への接近に気付くのが遅れ、また、船長Bが、釣りに意識を向けて周囲の見張りを行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、魚群探索やGPSプロッターの操作などに意識を集中せず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、漂泊して釣りをを行う際、釣りに意識を集中せず、常時、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船に注意を払うこと。